

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 鶴見工場 施設係 TEL 521-2191
------	-----------	-----	----------------------------------

設 計 書

- 1 委託名 鶴見工場焼却残さ輸送委託
- 2 履行場所 資源循環局 鶴見工場
- 3 履行期間 期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
又は期限 期限 契約締結日から平成 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
.....
.....
.....
- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分、場所)
- 7 委託概要 本委託は、横浜市資源循環局鶴見工場から排出される焼却残さを、南本牧廃棄物最終処分場へ輸送するものである。
.....
.....
.....

8 部分払

する (12回以内)

しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
焼却残さ輸送費					
南本牧廃棄物最終処分場 直接輸送 (生麦-南本牧ふ頭)	4～3月	(14,419)	トン		()
南本牧廃棄物最終処分場 直接輸送 (生麦-山下町、新山下-生麦)	4～3月	(14,418)	トン		()
有料道路通行料					
首都高速道路 (生麦-南本牧ふ頭)	4～3月	(2,935)	回		()
首都高速道路 (生麦-山下町)	4～3月	(1,677)	回		()
首都高速道路 (新山下-生麦)	4～3月	(1,258)	回		()

※単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	()
内訳	業務価格 ()
消費税等相当額	()

委 託 内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
鶴見工場焼却残さ輸送委託						
焼却残さ輸送費						
南本牧廃棄物最終処分場 (生麦-南本牧ふ頭)		(14,419)	トン		()	
南本牧廃棄物最終処分場 (生麦-山下町、新山下-生麦)		(14,418)	トン		()	
計					()	
その他の経費						
有料道路通行料						
首都高速道路 (生麦-南本牧ふ頭)		(2,935)	回		()	生麦～南本牧ふ頭 消費税等相当額を除く
首都高速道路 (生麦-山下町)		(1,677)	回		()	生麦～山下町 消費税等相当額を除く
首都高速道路 (新山下-生麦)		(1,258)	回		()	新山下～生麦 消費税等相当額を除く
計					()	
業務価格					()	
消費税等相当額			1 式		()	
計					()	
業務委託料					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

特記仕様書

1 委託概要

本委託は、横浜市鶴見区末広町1丁目15番地1所在、横浜市資源循環局鶴見工場を通常の配車場所とし、鶴見工場の焼却残さ（灰）を、横浜市中区南本牧4番地先所在、横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場に輸送するものである。

2 履行期間

本委託の履行期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(祝日も含む)とし、原則として土曜日及び日曜日は除くものとする。ただし、本市が指示する場合は、この限りではない。

3 作業時間

積込作業時間は原則として午前8時から午後4時までとする。

横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場の受入時間は原則として午前8時30分から正午、午後1時から午後4時で受入時間内に入退場すること。

4 概算年間輸送量

横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場への概算年間輸送量は28,837[t]とする。

5 積載量

- (1) 1回あたりの積載量は、当該車両の最大積載量を超えないものとし、以下による。
- (2) 10[t]車の平均積載量は8.6[t]程度とする。
- (3) 8[t]車の平均積載量は6.7[t]程度とする。
- (4) 計量は工場内トラックスケールにより行い、原則として往復計量し、差し引き重量をその回の積載量とする。
- (5) 1車1往復を1回とする。また、最終回も1往復とみなし1回とする。

6 配車数

1日の輸送量は以下のとおりとし、その残さを輸送する適切な車両数を配車すること。ただし、焼却量の増減により、この数値が変更になることがある。この場合、受託者は本市の指示する車両数を配車するものとする。

- (1) 焼却炉1炉稼働時は平均6.4[t]とする。
- (2) 焼却炉2炉稼働時は平均12.9[t]とする。
- (3) 焼却炉3炉稼働時は平均19.3[t]とする。

7 輸送回数

1日1車の標準輸送回数は3回以上とする。ただし、本市の指示により輸送回数を変更することがある。

8 車両の要件

- (1) 配属車両は整備良好な8[t]車又は10[t]車（鋼製荷箱容量13.6[m³]以上、深ボディダンプトラック、最大高約3.4[m]以下）で、自社車両を原則とする。また、1車につき運転手1名を配属するものとする。
- (2) ETC装置の搭載が必要である。
- (3) 8[t]車及び10[t]車の配車計画は、本市及び受託者協議の上決定する。

9 輸送経路

- (1) 輸送経路は、原則として、本市が別紙図面1に定めた経路に従うものとする。首都高速道路の南本牧ふ頭出入り口が通行止めの期間は、本市が別紙図面2に定めた経路に従うものとする。ただし、

やむを得ない事情（事故、通行止め等）により経路の変更を行った場合はこの限りではない。

- (2) 残さ輸送車両の高速道路通行にあたり、輸送回数の最終回については往路料金のみを支払うものとする。
- (3) 高速道路を使用した場合、E T C利用明細書にて高速道路通行状況を毎月報告すること。同時に、経路変更を行っている場合は、その理由を本市に提出すること。

10 作業上の注意

- (1) 受託者は残さ輸送にあたり、荷台から灰が露出、飛散しないようにシートで養生するか、又は開放部全面に可動式天蓋を設置する等の措置を講じるとともに、灰及び汚水を路面にこぼさないように措置を講じるものとし、車両の洗浄等は念入りに行うものとする。

なお、工場内における作業場所はダイオキシン類ばく露防止対策要綱における第1管理区域であるため、適切な保護具を着用すること。

- (2) 車両の走行については道路交通法を遵守するとともに、輸送経路付近住民に対する環境障害とならないように常に配慮するものとする。

11 輸送業務の停止

- (1) 本市は施設の事故等により、輸送業務を停止することがある。この場合、補償料金等は支払わないものとする。
- (2) 横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場が、強風や積雪等により受入れを停止している場合、本市の指示により輸送業務を停止する。この場合、補償料金等は支払わないものとする。

12 輸送伝票

受託者は、本市が発行する当該月の輸送先証明印が押印された輸送伝票を、請求書とともに翌月5日までに本市に提出するものとする。

13 関係法令

受託者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」、同規則、道路運送車両法その他関係法規を遵守しなければならない。

14 契約の解除

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、一般廃棄物処理業の停止、取消しの行政処分を受けた場合、本市は契約を解除することができる。

15 事故処理

本市の責任によらない作業中の事故（人身事故を含む。）については、一切受託者の責任において処理するものとする。

16 提出書類

以下の書類を本市立会職員に提出すること。

提出書類名	提出時期等	部数	備考
車両一覧表	業務着手前	1部	
横浜市一般廃棄物収集運搬業許可証（写し）	業務着手前	1部	
車検証（写し）	業務着手前	1部	委託に用いる全車両分
E T C利用明細書	業務着手中	1部	

適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとします。

適用	名称	改定年月
☑	委託共通仕様書	令和元年 8月
☑	資源循環局工場構内作業基準	平成30年 4月
☑	資源循環局処分場・排水管理構内作業基準	平成30年 4月
☐	資源循環局各施設構内作業基準	平成30年 4月
☐	横浜市土木設計業務共通仕様書	平成28年 7月
☐	横浜市測量業務共通仕様書	平成28年 7月
☐	横浜市地質調査業務共通仕様書	平成28年 7月
☐	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年 5月
☐	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年 5月
☐	個人情報取扱特記事項	平成27年10月
	受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
☑	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
☐	前金払に関する特記事項	
	本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができます。	

2 入手先

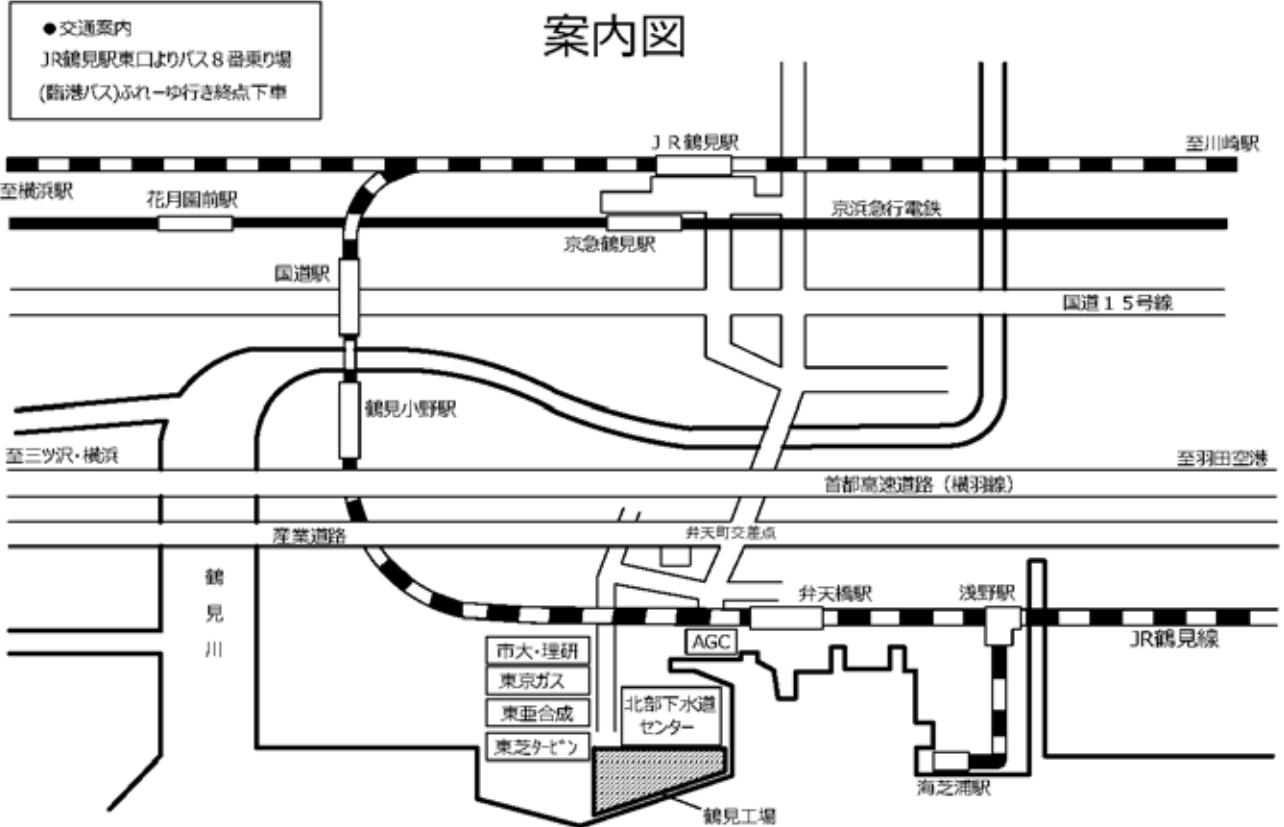
仕様書は以下の市ホームページ上にて公開していますのでダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>

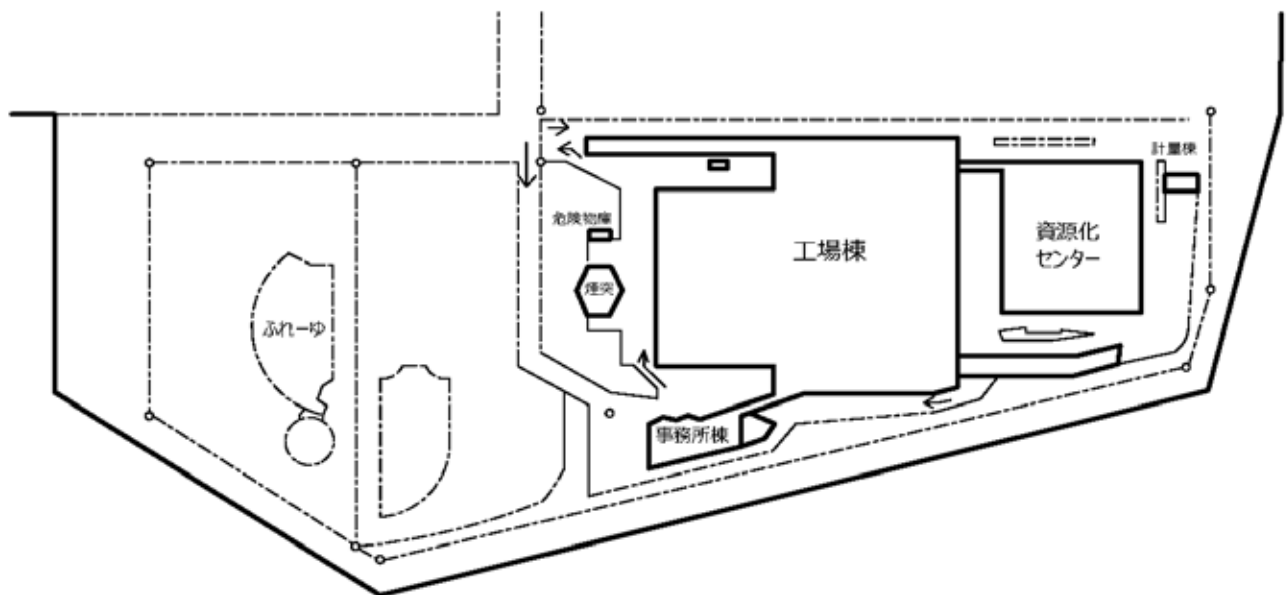
3 適用する委託契約約款

本委託は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市委託契約約款を適用することとします。

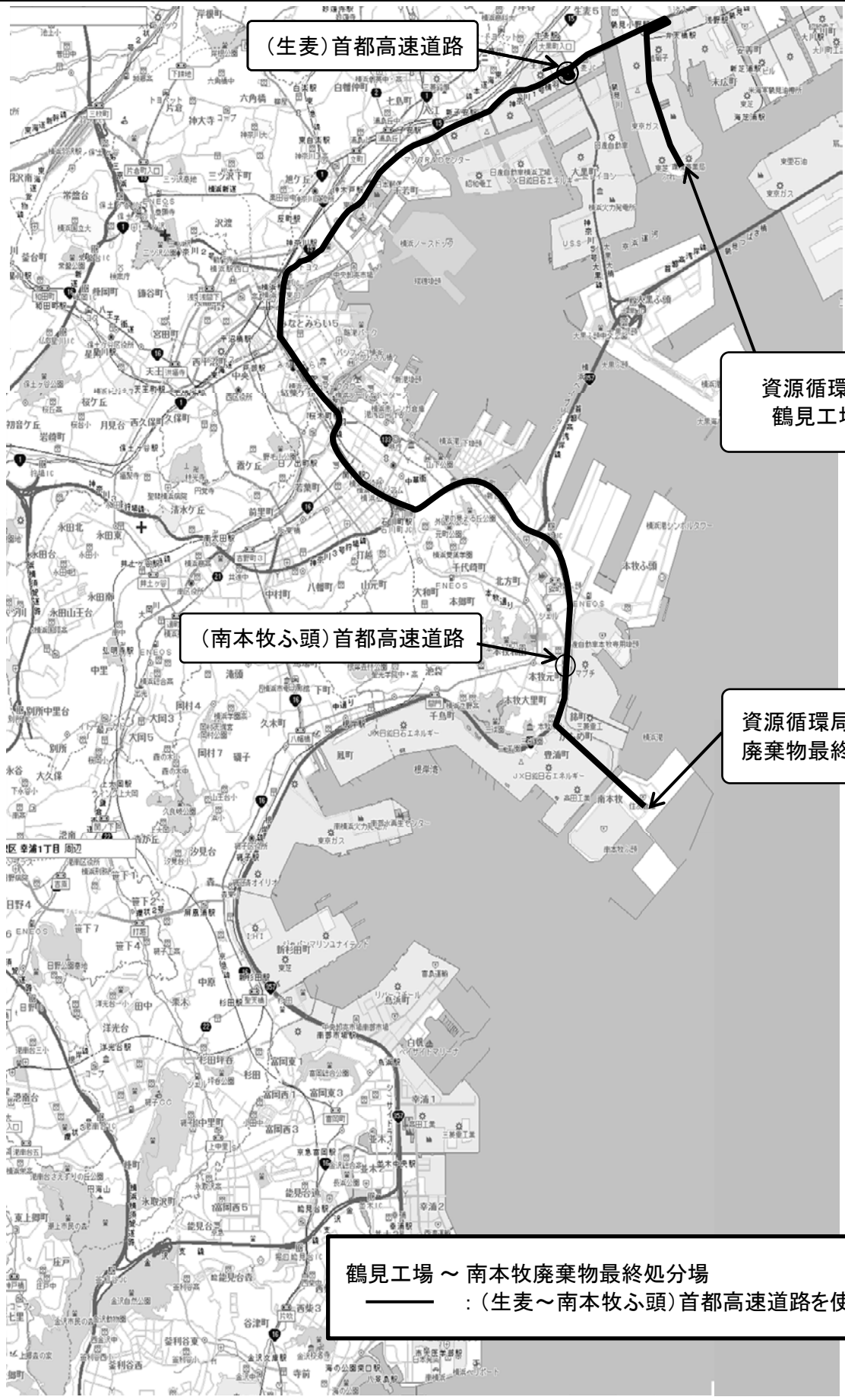
案内図



施設配置図



資源循環局 適正処理計画部 鶴見工場
所在地 横浜市鶴見区末広町1丁目15番地1
電話 045-521-2191 FAX 045-521-2193



(生麦)首都高速道路

資源循環局
鶴見工場

(南本牧ふ頭)首都高速道路

資源循環局南本牧
廃棄物最終処分場

鶴見工場 ~ 南本牧廃棄物最終処分場
—— : (生麦~南本牧ふ頭)首都高速道路を使用

委託名	鶴見工場焼却残さ輸送委託	図番	1/2
図面名称	輸送経路図1	縮尺	NoScale

横浜市資源循環局適正処理計画部 鶴見工場(令和2年度)



(生麦)首都高速道路

(山下町)首都高速道路

(新山下)首都高速道路

資源循環局
鶴見工場

資源循環局南本牧
廃棄物最終処分場

鶴見工場 ~ 南本牧廃棄物最終処分場
 ———— : (生麦~山下町)首都高速道路を使用
 - - - - : (新山下~生麦)首都高速道路を使用

委託名	鶴見工場焼却残さ輸送委託	図番	2/2
図面名称	輸送経路図2	縮尺	NoScale

横浜市資源循環局適正処理計画部 鶴見工場(令和2年度)